

国保からのお知らせ

平成29年8月から

70歳以上75歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額が変わります

医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。限度額は所得区分によって異なります。

平成29年8月からの70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額（月額）

所得区分	外来+入院（世帯単位）	
	外来（個人単位）	4回目以降
現役並み所得者	57,600円	80,100円+ （医療費-267,000円）×1% 44,400円
一般	14,000円 （8月～翌年7月の年間限度額は144,000円）	57,600円 （4回目以降は44,400円）
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

低所得者ⅠまたはⅡの人・・・入院等で医療費が高額になりそうな場合は、あらかじめ国保に申請し「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示すると支払いが限度額までとなります。

*65歳以上の人が療養病床に入院したときの居住費320円/日が、平成29年10月から370円/日に変更となります。

お問い合わせ先 健康福祉課 医療介護保険グループ
有線：31-5123 電話：54-2511

ALT（外国語指導助手）が交代しました

これまで町内の小中学校で外国語指導にあたられていた、外国語指導助手のアマンダ・アルディトさんが任期を終えられ、7月24日から新たにキャメロン・ティプトンさんをお迎えしました。



アマンダ・アルディト

お世話になりました

奥出雲町の皆さん、2年間ありがとうございました。よく「何で奥出雲町に来たの？東京の方が良かったんじゃない？」と聞かれましたが、実は自分で場所を選ばず、奥出雲町に配属されました。最初はとても緊張していたけど、すごくラッキーでした。奥出雲町に来て本当に良かったと思います。きれいな景色もいっぱいだし、町民の皆さんがとても親切で、学校で子どもたちに会うのがいつも楽しみでした。

奥出雲町ではたくさんの人と知り合うことが出来てとても嬉しかったです。皆さんのおかげで、この2年間で日本語を話せるようになったし（出雲弁もちょっと分かってきた！「だんだん」）、日本の素敵な文化も経験したし、学校で子どもたちの成長や英語の上達も見えました。帰国するのがすごく寂しいですが、また出会いがあればいいなと思います。

アメリカに帰ったら、大学院に入るための勉強を頑張ります。奥出雲町の皆さんのこと、絶対忘れないです。大変お世話になりました。



キャメロン・ティプトン

はじめまして。よろしくお祈いします

私の名前はキャメロン・ティプトンです。アメリカのインディアナ州から来ました。日本に来るのは2回目です。

趣味はサッカーとレスリングとドラムです。奥出雲町の子どもたちにアメリカの文化を教えたいです。皆さんに会えることをわくわく楽しみにしています。どうぞよろしくお祈いします。

◆主に仁多中学校区の学校勤務
（仁多中、布勢小、高尾小、亀嵩小、阿井小、三沢小）

介護保険サービスの利用者負担額が軽減される制度があります

社会福祉法人等が提供する介護保険サービスをご利用の方のうち、次の要件を満たす方は、利用者負担額の25%（老齢福祉年金受給者は50%）が軽減されますので、適用を受けたい方は必ず申請してください。

◆軽減の対象となるサービスの種類と費用

介護保険サービスの種類	軽減される費用
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護サービス費、食費、居住費
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護サービス費、食費、滞在費
通所介護（デイサービス）	介護サービス費、食費
訪問介護（ホームヘルプ）	介護サービス費

◆軽減を受けるための要件 市町村民税非課税世帯のうち、次の要件を全て満たす方

- ① 年間収入が150万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに50万円加算）
- ② 預貯金等の額が350万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに100万円加算）
- ③ 日常生活に供する資産（居住家屋等）以外に保有資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

- ◆申請場所 仁多庁舎健康福祉課 又は 横田庁舎税務課
- ◆申請期間 随時受付（ただし、申請した月の初日から適用となります）
- ◆申請に必要なもの ①介護保険被保険者証 ②貯金通帳・有価証券（世帯員名義のもの全て）
③年金額（年額）のわかるもの ④印鑑 ⑤加入医療保険の被保険者証

【お問い合わせ先】 健康福祉課 医療介護保険グループ
有線：31-5122 電話：54-2511

結婚新生活支援事業のお知らせ

奥出雲町では、平成29年度において地域における少子化対策の強化を図るため、新婚世帯を対象に住居費（住宅取得・賃借）と引越し費用の一部を助成しています。

対象となる新婚世帯

※すべてに該当する必要があります。

- ①平成29年4月1日から平成30年2月28日までに婚姻届を提出し、受理された新婚世帯
- ②夫婦の所得を合算した金額が340万円未満である世帯（貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額）
- ③結婚を機に町内に住宅を取得又は賃借し、町内に住民票をおく世帯
- ④夫婦の年齢がともに満45歳未満である世帯
- ⑤他の公的制度の家賃補助などを受けていない世帯
- ⑥過去にこの制度の補助を受けていない世帯
- ⑦町税等の滞納がない世帯



対象となる経費

- 【住居費】 物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等
- 【引越し費用】 引越し業者や運送業者への支払い、その他引越しに係る費用
※不用品の処分や自らレンタカーを借りたり、友人に依頼する場合は対象となりません。
- 【補助金上限額】 1世帯あたり24万円

【お問い合わせ先】 町民課町民グループ
有線：31-5106 電話：54-2510